平成２１年度包括外部監査結果等に基づく措置状況

○債務保証・損失補償及び貸付金に関する財務事務の執行について

－包括外部監査の結果及びこれに対して講じた措置－

債務保証・損失補償の概括的評価

結果の内容	左記に対して講じた措置
【債務保証・損失補償額の管理について】 　債務保証・損失補償の各時点での残高は偶発債務として重要な数字であると思われる。 　従って、今後は、少なくとも年度末における債務保証・損失補償残高を把握し、損失発生のリスクに備えるべきである。	債務保証及び損失補償の年度末残高は、団体の財務に係る基本的な情報であるとともに、潜在的なリスクであることから県にとっても重要な情報であると認識しております。 　今後は、債務保証及び損失補償の年度末残高について毎年度把握し、必要に応じ、関係部局間で情報共有を図ります。（平成21年度末残高は把握済み）

岐阜県住宅供給公社に対する損失補償及び貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【貸借対照表の分析】 　直近5期の財務内容を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は住宅供給公社として適宜なされる必要がある。	公社において、「経営改善計画推進委員会」を平成22年度から毎月開催し、その執行状況を点検・評価することにより財務状況を検証・把握するように指導監督しました。（平成22年度から毎月開催）
【損益計算書の分析】 　直近5期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は住宅供給公社として適宜なされる必要がある。	公社において、「経営改善計画推進委員会」を平成22年度から毎月開催し、その執行状況を点検・評価することにより財務状況を検証・把握するように指導監督しました。（平成22年度から毎月開催）
【分譲事業について】 　住宅供給公社は、長期滞留在庫に関して機動的な意思決定を行い出来る限りの早期処分を実施し、少しでも損失負担を軽減するよう努力すべきである。	公社は、新たに策定した「経営改善計画」に基づいて、平成24年度末までに分譲地の早期処分を図ることを予定しています。 　県としても、この「経営改善計画」の策定を指導監督したところですが、今後とも、公社が早期処分を実施し、損失負担を軽減するよう指導監督していきます。
【借入金の返済計画について（ラシュールメゾン岐阜）】	「経営改善計画」を確実に実行し、より多くの返済原資を確保することで、返済計

老朽化による修繕コストの増加や賃料収入の減少の想定数値が非常に甘い計画となっている。 現在の返済計画では、入居率低下により返済原資となる賃料収入が確保できなくなる可能性が高い。 住宅供給公社は、以上を踏まえて返済計画の再検討をする必要がある。	画を見直すことが出来るように指導監督をしました。 返済計画の再検討については、公社全体事業の損益状況を鑑みながら、公社が償還方法の変更等返済計画を検討するよう指導監督していきます。
【修繕計画及び修繕引当金の算定方法について】 住宅供給公社は管理組合が作成した修繕計画に基づいて引当金を算定するべきであり、今後管理組合が修繕計画を変更・修正するならば、それも随時考慮して引当金を算定する必要がある。	管理組合が作成した修繕計画に基づいて、引当金を算定するように、指導監督しました。（平成21年度決算から適用済み）
【ビジネスモデルの結果】 タウンビル事業はリスクが高くその把握も困難であったことから、公的な機関である住宅供給公社が本来実施するような事業ではなかったと考えられる。 然るに、住宅供給公社では将来において発生が見込まれるリスクの大きさを十分検討することなく、安易に実施に踏み切ってしまったものと思われる。 今後はリスクに応じた対策がとれないような事業に着手することは厳に慎むべきである。	今後、公社は住宅管理を主な事業とする一方で、リスクに応じた対策がとれないような事業には着手しないよう方針を定め、「経営改善計画」に明記するように指導監督しました。（明記済み）
【今後の対応について（タウンビル事業）】 住宅供給公社が抱えているリスクは計り知れずその経営基盤をも脅かしかねないため、当該事業により抱えているリスクに対応する手立てを早急に検討する必要がある。	平成22年度から債権回収業務の経験者を民間から迎え、債権回収体制を強化して適切に債権管理を行うよう指導監督したところですが、今後とも、将来リスクを軽減するため繰り上げ償還を推進していくよう指導監督をしていきます。
【ワークショップ24事業の評価】 ワークショップ24事業は、開業以来7期連続赤字であり、今後も毎期1億円程度の損失発生が見込まれている。 このような状況に至った原因は、ワークショップ24を含めたソフトピアジャパン構想にそもそも甘い需要見込みがあっ	公社は、新たに策定した「経営改善計画」に基づいて、平成22年度より管理契約の見直しなどにより経費削減に取り組みました。 県としても、この「経営改善計画」の策定を指導監督したところですが、今後とも経費削減の指導監督をするとともに、ワー

たことに加え、開業後も当初の構想を引きずった営業活動を行ってきたこと、実質的な営業活動を行う県と所有者である公社との連携が不十分であったことにある。 住宅供給公社は、ワークショップ24の分離を含め少しでも資金の流出を防ぐ方法を早急に検討する必要がある。	クショップ24の分離に向けた準備を行っています。 なお、ワークショップ24の分離については、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に位置付けており、調整を進めています。
【減損会計を適用した場合の比較貸借対照表】 （減損会計を適用すると）1,275,624千円と多額の減損損失が認識される結果、欠損が1,950,994千円となる。 岐阜県及び住宅供給公社は、ワークショップ24事業に関し、少しでも資金の流出を防ぐ方法を早急に検討する必要がある。	公社は、新たに策定した「経営改善計画」に基づいて、平成22年度より管理契約の見直しなどにより経費削減に取り組みました。 県としても、この「経営改善計画」の策定を指導監督したところですが、今後とも経費削減の指導監督をするとともに、ワークショップ24の分離に向けた準備を行っています。 なお、ワークショップ24の分離については、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に位置付けており、調整を進めています。
【損失補償・貸付金に対する損失の発生可能性】 住宅供給公社は、現時点でも資金繰りに窮しているため、岐阜県の援助が無ければ事業継続が困難な状況にある。 岐阜県は損失負担の可能性を考慮して、住宅供給公社の今後について適切な方法を選択する必要がある。	ワークショップ24を県が取得するとともに、公社に「経営改善計画」を策定させ、これを確実に実行させることにより、経営改善を図ることとしました。 なお、ワークショップ24の分離については、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に位置付けており、調整を進めています。
【公社の抜本的改革の必要性】 現在の住宅供給公社の状況は、役員会において経営改善に向けた動きが見られるものの、収益力が低く自主的に抜本的な経営改善を行うことは困難な状況である。岐阜県は設立母体として住宅供給公社の経営改善に向けて積極的な処置をとり岐阜県の財政への影響を最小限に抑える対応を早期に実施する必要がある。	県は、主な赤字発生原因であるワークショップ24を公社経営から分離し、キャッシュ・フローを確保できる措置を講ずるとともに、経営改善計画を着実に実行するように平成22年度より指導監督をしています。 なお、ワークショップ24の分離については、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に位置付けており、調整を進めています。
【指導監督のありかたについて】 岐阜県は住宅供給公社の設立母体として住宅供給公社が適切な経営を行ってい	公社において「経営改善計画推進委員会」を平成22年度より毎月開催し、県もこれに出席することにより、「経営改善計画」の

ることを指導監督する責務と権限を有しているが、現在の住宅供給公社の経営状況を見てみるとこの様な状況に至るまでに指導監督すべき事項が多く有ったと考えられる。 岐阜県関係の監査等については、過去3年分の結果を検討したが、このうち特に詳細な内容の検討が行われると考えられる県主管課の検査結果については指摘事項に住宅供給公社の抜本的な経営改善を求める内容の指摘事項は見当たらなかった。 一方で、平成19年度からは県内部で公社問題対処への検討を重ね、平成21年度には、外部有識者による検討委員会を開催しており、公社経営における問題点は明らかになりつつあるが、本報告書やこれらの指摘を踏まえて岐阜県は指導監督を検討すべきである。	実施状況を定期的に把握し、当該計画を着実に実行するよう指導監督をしています。
【経営責任の明確化と運営体制の改革】 住宅供給公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員の職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要がある。 当面の課題である「ワークショップ24事業」の問題を解決した段階で、各種事業の存続自体を再検討すべきである。それまでは、自主的に責任ある経営判断ができる体制が整わない限り新規の事業は原則禁止とすべきである。 役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり、特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。	公社役員は、地方住宅供給公社法第12条に定められた職務権限により、独立組織として自己責任により経営判断を行っています。 公社は、新たに策定した「経営改善計画」において、当面の間は新規投資は行わない旨を明記しました。 公社の役員の選任については、幅広い観点から権限と責任を負担しうる人選として、公社の財産状況等を監査する監事には公認会計士を引き続き任命し、また、公社において理事には県民の代表である県議会議員を任命するなど、適材適所の人選を行いました。

岐阜県土地開発公社に対する債務保証及び貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【公有用地取得事業（中等教育学校寮建設事業）】	当該土地については、幅広く利用の方向性を見据えた上で、引き続き検討する。

当該土地については利用に拘泥せず、処分も視野に入れて少しでも早く意思決定を行い問題の解消に努めるべきである。	
【公有用地取得事業（県庁周辺代替地）】 土地開発公社は、売却方針に変更したのであれば、早急に処分し少しでも早く資金を回収する必要がある。	県庁周辺代替地事業用地５箇所は、当初の取得目的である代替地としての必要性がなくなり、令和６年７月に改めて県・市等の使用意向がないことを確認したため、土地１箇所について、令和６年８月に民間売却方針を決定し、令和７年２月に売却した。残りの４箇所についても、売却を検討していたが、うち３箇所については、県から賃貸要請があり、令和７年度途中から継続賃貸中である。残り１箇所についても、岐阜県建設研究センターからの要請により、継続賃貸中である。（措置済み）
【公有用地取得事業（りはとぴあ整備事業）】 社会全体の経済情勢の変化や、それを踏まえた実現性を予測できなかった認識の甘さが引き起こした大変大きな問題である。 岐阜県は、当該土地の処理につき早急に意思決定を図るべきである。	令和８年３月に、土地開発公社から当該土地を取得し、下呂市へ売却済み。
【今後の対応について（りはとぴあ整備事業）】 岐阜県が土地開発公社から当該土地を買い取る場合には、契約上定められた買取額よりも実質価額が大きく下回っており含み損を抱えていることに留意する必要がある。 また、必要性や緊急性の高い事業がないのであれば、土地の早期処分を実施して少しでもその経済的負担を減らす努力をすべきである。	令和８年３月に、土地開発公社から当該土地を取得し、下呂市へ売却済み。

【評価減不足について（棚卸資産の評価に関する会計基準の適用）】 公社が保有する棚卸資産（販売用不動産）である土地につき、正味売却価額（時価）の下落が生じたのであれば、その収益性の低下を明らかにするために、簿価切下げを行うべきである。	公社が採用している会計処理は原価法であるため、経理基準に基づき下落率が50%以上となった時点で評価減を行うことで、決算資料上は問題ないと考えています。 販売用不動産の時価については、国及び県が実施する土地の価格に関する各種調査結果を参考とした変動率等から、毎年度期末時における評価額を公社において把握するよう、指導監督しました。 また、鑑定評価を実施する等、引き続き適正な評価額の把握に努めるとともに、簿価との乖離が大きい土地については、経理基準に基づいて適正に会計処理を行うよう指導監督しました。
【分譲が進んでいない完成土地等について（テクノプラザⅡ）】 早期分譲に向けて毎月情報交換会を開き連携を図っているとのことであるが、結果としてその成果が十分に挙がっているとは言い難いため、その成果が得られるよう抜本的な措置を講じる必要がある。	テクノプラザⅡは、テクノプラザ全体の基本コンセプトである「ＩＴとモノづくりの融合による県内産業の高度化、新産業の育成」に基づき、ロボット関連や高度技術産業等の集積を企図しています。 県としては、こうした点も考慮しながら、県の新エネルギー施策等と連携した新エネルギー・航空機関連など成長分野の産業に対する重点的な誘致活動を実施するとともに、土地開発公社への企業誘致部署の設置等も含めて今後検討を進め、テクノプラザⅡの早期分譲に努めていきます。
【分譲が進んでいない完成土地等について（関テクノハイランド）】 賃貸土地についても早期に資金を回収し借入金の返済を図るために、賃借人への売却の打診及び賃料アップの交渉を継続的に行う必要がある。	当該土地については、平成21年度に残る土地の企業誘致が確定し、全区画の企業誘致が完了しました。 賃貸土地の賃借人への売却及び賃貸料の改定については、賃貸に係る契約に定められているため、契約の範囲内で実施するよう、指導監督しました。
【分譲が進んでいない完成土地等について（ソフトピアジャパン）】 団地の実質的な誘致活動は岐阜県商工労働部情報産業課が行っており、土地開	県では、分譲地に係る進出要件の大幅緩和等、早期分譲に向けた対策を早急に講じることも含め、県と公社で連携を図りながら対応を進めていきます。

発公社としては基本的な分譲の方針を変更できない。一方で、情報産業課では分譲価格設定までは行わない。 　従って、団地の誘致活動に係る権限と責任の所在が不明瞭となっており、これも早期処分が停滞する一因となっていると考えられるため、その成果が得られるよう抜本的な措置を講じる必要がある。	
【未分譲の完成土地等に係る金利負担について】 　直近5年間で429百万円の負担が生じている。 　関テクノハイランドは、分譲や賃料アップなどのさらなる営業努力を継続的に行う必要がある。 　ソフトピアジャパンは、常に借入コストを意識し分譲や賃料アップなどのさらなる営業努力を継続的に行う必要がある。 　テクノプラザⅡは、上表のとおり直近5年間の借入利息合計が賃料収入合計を92百万円上回っており、平成20年度も28百万円のマイナスとなっている。このままの状況では、利払いのために借入金が増加していくことになるため、上述の2団地に増して早期処分のための方策を早急に検討する必要がある。	関テクノハイランドについては、誘致活動の結果、全ての区画の分譲（賃借含む）を完了している。なお、賃貸土地の賃借人への売却促進については継続して営業努力しており、令和元年度に一部賃借土地を売却した。残る賃借土地についても、一層売却を促進していくよう指導監督している。 　ソフトピアジャパンについては、令和４年度に誘致対象業種の拡大、令和５年度に分譲価格の引き下げを行い、企業誘致を図っている。実績については、令和７年度にB区画を分譲した。また、賃借料については、従来、長期プライムレートを用いた算出方法で額を決定していたが、レートの変動により賃借料収入が変動し、公社経営に影響を与える恐れがある他、レートの低下により他県と比較しても低廉な賃借料となっていたことから、令和５年度に固定率を用いた算出方法に変更し、賃借料の引上げを行った。(措置済み) 　テクノプラザⅡの残区画（3/4区画）については、令和7年3月に分譲申込があり、令和7年6月に分譲決定を行った。これにより、全区画分譲済みとなった。（措置済み）
【計画が中断している山岡工業団地について】 　土地開発公社は、今後このような問題が生じないようにするため、工業団地の開発にあたっては十分な検討を行なう必要がある。	今後、公社において実施される工業団地の開発については、計画策定の際に十分な検討をすることとし、事業が計画に基づき適正に実施されるよう、指導監督しました。

【債務保証・貸付金に対する損失の発生可能性】 保有土地の処分方法と処分価格によっては土地開発公社が大きな損失を抱える危険性があり、それは、最終的には県民の負担になるものである。 岐阜県と土地開発公社は早急に対応を検討すべきである。	県が事業主体となっている事業については、各事業課において、県財政への影響を最小限に抑えるよう、個々の事業用地の利用について検討を進めている。 また、公社の自主事業については、土地開発公社の経営が独立組織として自己責任において行われるべきものであることを尊重しつつ、事業の意義や採算性について適宜検証を行う等、問題がない経営となるよう指導監督した。
【岐阜県の対応の不十分性】 岐阜県は設立母体として土地開発公社の経営改善に向けて積極的な関与を行い、将来における岐阜県の財政への影響を最小限に抑える対応を早期に実施する必要がある。	平成21年度の公社に対する立入検査において、工業団地事業の実施決定等についても改善するよう、指導監督を行いました。 今後とも、長期保有土地の早期解消を念頭におき、経営状況の改善に努め、県財政への影響を最小限に抑えるよう、指導監督していきます。
【今後の方針決定の必要性】 岐阜県は、現在土地開発公社が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討のうえ、個々の事業の事業継続の是非を判断する必要がある。	岐阜県が事業主体となっている事業については、県の各事業課において県財政への影響を最小限に抑えるよう、事業の意義、採算性等について検討を進めている。 また、公社の自主事業については、事業の意義や採算性等について、個々の事業の進捗状況を含めて総合的に判断し、事業継続の必要性について検討するよう指導監督した。
【指導監督のありかたについて】 岐阜県は土地開発公社の設立母体として土地開発公社が適切な経営を行っていることを指導監督する責務と権限を有している。 しかしながら、土地開発公社は長期保有土地を抱えた状態になっている。 従って、岐阜県は土地開発公社の実態を踏まえた迅速な対応に改める必要があり、指導監督事項を検討するべきである。	平成21年度の公社に対する立入検査において、工業団地事業の実施決定等についても改善するよう、指導監督を行いました。 今後とも、長期保有土地の早期解消を念頭におき、経営状況の改善に努め、県財政への影響を最小限に抑えるよう、指導監督していきます。

【経営責任の明確化と運営体制の改革】 　土地開発公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員の職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要がある。 　役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。	公社の役員の法的責任は、公有地の拡大の推進に関する法律第16条に規定されているところであり、県議会の議決を経て定められた公社の定款において理事長を定め、責任体制を明らかにするとともに、公社の業務は理事会で決定することとされています。 　公社の役員の選任については、幅広い観点から権限と責任を負担しうる人選として、理事には県民の代表である県議会議員を任命し、公社の財産状況等を監査する監事には公認会計士を引き続き任命するなど、適材適所の人選を行いました。

岐阜県道路公社に対する債務保証及び貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【債務保証・貸付金に対する損失の発生可能性】 　現時点においては岐阜県からの出資金（約28億円）及び一部の貸付金（約10億円）は回収不能となる可能性が高い。 　よって、岐阜県は将来を踏まえた対応策を考える必要がある。	現在、平成24年度の解散に向け関係機関との調整を進めております。 　また、未償還額を減少させ、県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施していきます。
【岐阜県の対応の不十分性】 　岐阜県は道路公社の設立母体として道路公社が適切な経営を行っていることを指導監督する責務と権限を有しているが、現在の道路公社の経営状況からすれば、この様な状態に至るまでに早期に指導監督すべき事項が多く有ったにもかかわらず、実質的な経営に関する指導監督は対応が非常に遅れているものと判断せざるを得ない。 　このため、岐阜県は、道路公社の抜本的改革を行い将来の岐阜県の財政に及ぼす影響を可能な限り縮小するよう管理する必要がある。	道路公社の運営については、30年という長い事業期間の中で、社会情勢や交通環境が大きく変化したことから非常に困難な経営環境にありましたが、その経営改善については、県としても重要課題と認識し、これまでも、県の強い指導のもと、組織のスリム化や職員の削減など経費削減に取り組んできたところです。 　県としては、今後、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に基づき平成24年度の解散に向け関係機関との調整を進めていきます。 　また、未償還額を減少させ、県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施していきます。

【今後の方針決定の必要性】 岐阜県は、現在道路公社が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討のうえ、事業継続の是非を判断する必要がある。 将来的に岐阜県の財政負担を最小限に抑える方策を決定する必要がある。 道路公社が、営業している5つの路線のうち2つについては平成21年度に無料開放されて岐阜県に移管される。残りは3つの路線となるが、料金徴収方法はすべて自動収受機による方法であり管理事務所に職員を配置する必要もなく、実質的に道路公社の事務管理が中心業務となる。 岐阜県は、道路公社の解散も視野に入れた各種の検討が必要である。	道路公社が管理運営する岐阜市内3路線の経営状況について、長良川リバーサイド有料道路はほぼ計画どおり運営されていますが、島大橋と長良川右岸有料道路の利用は計画を下回っており、今後、大きく改善される見込みが無い状況にあります。 一方、外部的な環境として、総務省から第三セクターの抜本的な改革を集中的に行うよう指針が示されたこと（第三セクター等改革推進債が活用可）、無料開放は渋滞緩和に大きく寄与すること、平成24年9月から「ぎふ清流国体」が県下全域で実施されるといった状況を総合的に勘案した結果、県としては、平成24年9月の国体までに3路線を無料化し、同年度内に道路公社を解散するのが適切と考え、現在、関係機関と調整を進めております。
【指導監督のありかたについて】 岐阜県は道路公社設立母体として道路公社が適切な経営を行なっていることを指導監督する責務と権限を有しているが、現在の道路公社の経営状況を見てみると過去の岐阜県による指導が不十分であったことが推察される。 岐阜県主管課が行った過去3年分の検査結果を検討したが、指摘事項に道路公社の経営改善を求める内容の指摘事項は見当たらなかった。 結果、道路公社の事業運営は年々厳しさが増すこととなり、最終的には道路公社では投下資金を回収できないと予想される状況となった。 従って、岐阜県は、通常の指導監督による経営改善には限界があると考えられることから、道路公社の解散も視野に入れた抜本的改革を指導すべきである。	道路公社の運営については、30年という長い事業期間の中で、社会情勢や交通環境が大きく変化したことから非常に困難な経営環境にありましたが、その経営改善については、県としても重要課題と認識し、これまでも、県の強い指導のもと、組織のスリム化や職員の削減など経費削減に取り組んできたところです。 県としては、今後、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に基づき平成24年度の解散に向け関係機関との調整を進めていきます。

【経営責任の明確化と運営体制の強化】 岐阜県に経営上の意思決定を依存した現在の体制は変更する必要がある。 道路公社の経営は、独立組織として自己責任において行われるべきものであり、役員の職務権限や経営責任は法的な責任を含めて明確にしておく必要がある。 役員の選任は幅広い観点で行い、権限と責任を負担しうる人選を行うべきであり特に岐阜県関係者の採用は十分な検討が必要である。	公社の役員の法的責任は、地方道路公社法第12条に定められているところであり、県議会の議決を経て定められた公社の定款において理事長を定め、責任体制を明らかにするとともに、公社の業務は役員会で決定することとされています。 公社の役員の選任については、幅広い観点から権限と責任を負担しうる人選として、公社の財産状況等を監視する監事には公認会計士を引き続き任命し、適材適所の人選を行いました。

社団法人岐阜県森林公社に対する損失補償及び貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【分収造林事業の将来計画について】 長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備すべきである。 森林公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまで以上に県民にアピールしていく必要がある。また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも100年以上にも亘る投資事業は成立しないと考えるべきことから、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。	県としては、公社が実施する森林整備事業は、森林の持つ多面的機能の維持増進や山村地域の振興に果たす役割などの公益性の高い事業として認識しています。 平成22年度公社の事業予算においては、国や県の施策反映や最新の長期収支試算値を勘案し、最大限有利かつ効率的な事業方針を決し、事業費・管理費・利子負担等の縮減を図るよう、指導監督しました。 また、長期のリスク管理として、リスク幅を勘案した試算評価を実施したうえで、毎年の事業計画策定に際しては、事業の見直し、自己財源比率の拡大及び有利な補助事業の最大限活用、将来の木材生産コストの削減を図るための路網整備などの基盤整備対策の実施などにより、長期収支の改善を図るよう今後も指導監督します。平成21年度に作成した長期収支試算については、公社HPにて公開済みです。 公社事業の公益性のＰＲは、現在、各種の集客イベントに併せて実施中です。

【貸付金の事務手続きのフローについて】 森林公社の造林事業は、今後89年にも及ぶ長期の事業であり、また、貸付金の償還期間も最長で60年と非常に長期となる。 年度事業計画書・年度収支予算書だけでなく、長期事業計画書及び長期収支予算書に基づき、毎年度長期的な視点から貸付けの可否を検討していくべきである。	平成22年度から、貸付けの際は、貸付けに係る長期事業計画書等の資料を提出するよう指導監督し、確認を行っています。
【損失補償の事務手続きのフローについて】 現在の試算によれば、市中銀行借入金残高は平成67年に最高で262億円となると見込まれる（平成21年3月末現在の残高は73億円）。今後47年の間にさらに189億円もの資金を市中銀行から調達することになり、県は巨額な損失補償契約を求められることになる。 今後県としてどこまでの損失補償を行っていくべきか、適正な損失補償水準を見極め、毎年度の損失補償の可否を決定していく必要がある。	公社事業は、国の制度を最大限活用し借入金の抑制を図っているところですが、公社の実施する分収林事業の制度上、事業費の借入れと県の損失補償は今後も必要となります。 引き続き、事業の見直し、自己財源比率の拡大及び制度の最大限活用等の対策を講じ、新たな借入金の抑制を図る方針で公社事業の運営推進を図るよう、指導監督します。 平成22年度公社の事業予算においても、事業の見直し、収入間伐の実施による自己財源比率の拡大、国の制度の最大限活用を図っています。 なお、分収造林制度の諸課題は全国的な問題でもあることから、他府県と調整を図り、国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施しています。
【木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動】 販売単価の変動により、長期収支試算の計算結果は大きく変動し、森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をはらんでいる。 将来において販売単価がいくらになったら長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い県民に示すべきである。	現在、公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、販売価格の変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 なお、試算の結果については、「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社HP公開資料）」の更新の際に参考として追記するよう、指導監督します。

【歩留率の変動による長期収支試算の変動】 地位級や歩留率が当初予定していた仮定から乖離すると主伐販売材積の計算結果は変動し、長期収支試算の結果を大きく変動させる。森林公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をはらんでいる。 将来において歩留率がいくらになったら、長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い、県民に示すべきである。	現在、公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、歩留率などの変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 また、今後歩留率の向上を図るため、B材、C材の効率的な販売についても検討を進めていきます。 なお、試算の結果については、「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社HP公開資料）」の更新の際に参考として追記するよう、指導監督します。
【金利の変動による長期収支試算の変動】 森林公社はシミュレーション上の設定利率を1.7%としているが、過去の日本政策金融公庫からの借入利率（過去20年の平均利率2.87%）から判断し、現状の1.7%は設定利率として低い。シミュレーションは長期かつ多額の借入金残高に基づく試算であり、設定利率如何で支払利息の発生額は著しく増減する。よって、森林公社は、シミュレーション上の設定利率を見直すべきである。 県が補助金として負担していく利息分も含めた、事業運営によって生じる支払利息全額による試算を行い経営の参考とすべきである。	現在、公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、金利の変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 なお、試算の結果については、「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社HP公開資料）」の更新の際に参考として追記するよう、指導監督します。
【長期収支試算のシミュレーションのまとめ】 木材の販売単価、歩留率、金利の変動が長期収支試算の最終年度累計金額にどの様な影響を与えるかというシミュレーションも広く県民に知らしめるべきである。	現在、公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク管理については、変動要因を勘案した試算の実施方法について検討中ですので、県としても試算の実施方法を精査し、指導監督するとともに、これらの試算結果を公社経営の参考としていきます。 なお、試算の結果については、「分収造

	林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社HP公開資料）」の更新の際に参考として追記するよう、指導監督します。
【今後の利息に対する補助金負担について】 県は、貸付金に対する貸倒損失リスク及び借入金に対する損失補償リスクを負担する以外に、今後89年間の長期にわたって巨額の借入金利息を補助金として負担していかなければならない。 県は、森林公社の事業運営のために巨額な借入金利息の補助金負担が必要となることについて、県民に十分な説明を行っていくべきである。	「分収造林事業における長期収支見込みと経営改善について（公社HP公開資料）」の更新の際に、利子補給を含めた県の支援策について追記し、県民への説明及び理解を求めるよう、指導監督します。 なお、分収造林制度の諸課題は全国的な問題でもあることから、他府県と調整を図り、国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施しています。
【損失補償及び貸付金に対する損失の発生可能性について】 債権放棄が行われる場合も含め、広く貸倒損失及び損失補償の発生と捉えて実質的な負担の発生可能性について検討する必要がある。 （略） 岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決していく必要がある。	公社事業は、県の「災害に強い森林づくりの指針」に基づき、災害に強い健全で豊かな森林づくりを実施しているところであります。 また、災害を受けやすい間伐等を行った直後の森林においては順次、森林国営保険に加入しています。 しかし、将来の木材価格の下降変動が減収の危険性の大きな要因であり、このリスク軽減対策として契約形態の見直しや経営方針の検討を、今年度開催の経営検討会の結果を受けて、指導監督しています。今後も、公社が経営改善に努めるよう、指導監督します。 なお、分収造林制度の諸課題は全国的な問題でもあることから、他府県と調整を図り引き続き国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施しています。
【分収造林事業の存続・廃止の検討】 試算方法が妥当である限り、岐阜県にとって分収造林事業は継続するほうが望ましいと結論づけることができる。 （略） 地主との契約上の問題や土地を放置した場合の環境問題など、経済性だけでは	長期収支試算は、試算要因の変化に注意し試算精度を高めるとともに、長期のリスク管理として、要因の変動幅を勘案した試算値についても参考とし、経営改善を推進するよう指導監督します。 併せて、公社の経営状況が県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指

判断できない面もあるが、試算結果と実際が乖離した場合の岐阜県の負担が大きいことから、毎期前提条件の変化に注意するとともに、森林公社としての長期収支を試算するだけでなく、岐阜県にとっての有利選択についても定期的に試算すべきである。	導監督を実施していきます。 　また、新たな国の施策に迅速に対応するとともに、常に県民生活、また県及び公社経営にとって最善策を選択した方針で岐阜県の森林整備を推進します。

社団法人木曽三川水源造成公社に対する損失補償及び貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【分収造林事業の将来計画について】 　長期の試算であることから、岐阜県は発生しうる収支の幅を見積り、これに対する対応を準備すべきである。 　即ち、木曽三川水源造成公社が行う事業の公益性を今後も重視するのであれば、今後岐阜県が負担する可能性がある金額範囲を示しつつ、事業の重要性をこれまで以上に県民にアピールしていく必要がある。 　また、事業の投資採算性を重視するのであれば、そもそも100年以上にも亘る投資事業は成立しないと考えるべきことから、事業リスクの縮小を目指して事業の縮小に着手すべきである。	県としては、木曽三川公社が実施する森林整備事業は、森林の持つ多面的機能の維持増進や山村地域の振興に果たす役割などの公益性の高い事業として認識しています。 　平成22年度公社の事業予算においては、国や県の施策反映や最新の長期収支試算値を勘案し、最大限有利かつ効率的な事業方針を決し、事業費・管理費・利子負担等の縮減を図るよう、指導監督しました。 　また、長期のリスク管理として、リスク幅を勘案した試算評価を実施したうえで、毎年の事業計画策定に際しては、事業の見直し、自己財源比率の拡大及び有利な補助事業の最大限活用、将来の木材生産コストの削減を図るための路網整備などの基盤整備対策の実施などにより、長期収支の改善を図るよう今後も指導監督します。 　公社事業の公益性のＰＲは、現在、各種の集客イベントに併せて実施中です。
【貸付金の事務手続のフローについて】 　年度事業計画書・年度収支予算書だけでなく、長期事業計画書及び長期収支予算書に基づき、毎年度長期的な視点から貸付けの可否を検討していくべきである。	平成22年度から、貸付けの際は、貸付けに係る長期事業計画書等の資料を提出するよう指導監督し、当該資料の確認を行っています。
【主伐事業費の計算誤り】 　当初の長期収支試算の内容をチェックしたところ、主伐の事業費の間違いが発見された。 　主伐の事業費は伐出経費、椪積料、市	二重計上及び売上から控除する算出方法について修正するよう、指導監督しました。 （修正済み）

場手数料から構成されている。 ・すべて二重計上されていたことと ・本来売上から控除するのは不適切であり、全額費用処理されるべきもの	
【平均販売単価の算出方法】 木曽三川水源造成公社は長期収支試算を定期的に行なっているものの、単価については更新されていない状態であるため、試算をする以上は単価についても最新情報を反映すべく、直近5年間の平均を用いて計算すべきである。	試算の根拠となる単価について、最新の値にして試算を実施するよう、指導監督しました。（試算実施済み）
【借入金残高がゼロとならない】 当初の収支試算表の内容をチェックしたところ、シミュレーションの最終年度（平成100年）において日本政策金融公庫借入金残高がゼロになっておらず、試算誤りが見られた。	最終年度における借入金残高の試算誤りを修正（残高はゼロ）するよう、指導監督しました。（修正済み）
【木材の販売単価の変動による長期収支試算の変動】 販売単価の変動により、長期収支試算の計算結果は大きく変動し、木曽三川水源造成公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をはらんでいる。 将来において販売価格がいくらになったら長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い県民に示すべきである。	現在、木曽三川公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、販売価格の変動リスクについても試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 また、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備するよう、指導監督していきます。
【歩留率の変動による長期収支試算の変動①】 両公社の1ha当たり販売材積の計算仮定の考え方は異なるが、両公社は同県に存在する公社であるので考え方を統一すべきである。	両公社は、同じ県内であっても管理している森林の地域や分布状況が異なることから、算出方法に違いがあるが、統一できる部分を同一単価とした。
【歩留率の変動による長期収支試算の変動②】 歩留率が当初予定していた仮定から乖離すると主伐販売材積の計算結果は変動し、長期収支試算の結果を大きく変動させる。	現在、木曽三川公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、歩留率などの変動リスク試算するよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。

木曽三川水源造成公社の長期収支試算の最終年度累計金額は大幅な赤字となる潜在的な危険性をはらんでいる。将来において歩留率がいくらになったら、長期収支試算の最終年度累計金額はどうなるのかというシミュレーションを行い、県民に示すべきである。	また、今後歩留率の向上を図るため、Ｂ材、Ｃ材の効率的な販売についても検討を進めていきます。 なお、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備するよう、指導監督していきます。
【金利の変動による長期収支試算の変動】 木曽三川水源造成公社はシミュレーション上の設定利率を1.7%としているが、過去の日本政策金融公庫からの借入利率（過去20年の平均利率2.87%）から判断し、現状の1.7%は設定利率として低い。木曽三川水源造成公社は、シミュレーション上の設定利率を見直すべきである。	現在、木曽三川公社において、新年度の長期収支試算を実施中であり、長期リスク要因を勘案した試算の検討の中で、金利などの変動リスクの試算をするよう検討中ですので、県としても試算結果を精査し、指導監督していきます。 また、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備するよう、指導監督していきます。
【長期収支試算のシミュレーションのまとめ】 木曽三川水源造成公社が試算した当初の長期収支試算は666百万円の黒字から599百万円の赤字に転じた。 木材の販売単価、歩留率、金利の変動が長期収支試算の最終累計金額にどの様な影響を与えるかというシミュレーションも広く県民に知らしめるべきである。	長期収支試算は、試算要因の変化に注意し試算精度を高めるとともに、長期のリスク管理として、要因の変動幅を勘案した試算値についても参考とし、公社の経営改善を推進するよう指導監督します。 併せて、公社の経営状況が県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施していきます。 また、試算の結果について、今後、関係者に調整を図り公表に向けて準備するよう、指導監督していきます。
【低利融資による機会損失について】 県は、森林の公益的機能を県民に理解してもらい低利融資を行っていることについて十分な説明を行うべきであり、木曽三川水源造成公社自身も活動内容（目的）のＰＲを積極的に行っていくべきである。	県として、木曽三川公社が実施する森林整備事業は、森林の持つ多面的機能の維持増進や山村地域の振興に果たす役割などの公益性の高い事業として認識しています。 今後、森林の公益的機能及び公社に対する低利融資などの支援策について、県ＨＰなどを活用することにより、県民に理解を求めていきます。 また、木曽三川公社自身の活動内容について、公社のＰＲ活動やＨＰの内容をわかりやすく充実させることにより、現在取り組んでいる活動などを積極的に紹介するよう、指導監督していきます。

【貸倒損失及び損失補償の発生可能性】 　木曽三川水源造成公社の収支が試算よりも悪化する可能性は決して低くない。その結果として計画満了前に財政破綻に陥った場合、岐阜県は借入金残高の推移から最大150億円程度を負担することが考えられる。 　また、最終事業年度まで継続したとしても、販売単価の状況や歩留率の状況によっては多額の負担をする危険がある。 　岐阜県はこうしたリスクを念頭に置いて事業のあり方を決定していく必要がある。	公社事業は、県の「災害に強い森林づくりの指針」に基づき、災害に強い健全で豊かな森林づくりを実施しているところであります。 　また、災害を受けやすい間伐等を行った直後の森林においては順次、森林国営保険に加入しています。 　しかし、将来の木材価格の下降変動が減収の危険性の大きな要因であり、このリスク軽減対策として契約形態の見直しや経営方針の検討を、今年度開催の経営検討会の結果を受けて、指導監督しています。今後も、公社が経営改善に努めるよう、指導監督します。 　なお、分収造林制度の諸課題は全国的な問題でもあることから、他府県と調整を図り引き続き国等への支援と抜本的な対策の働きかけを実施中です。
【分収造林事業の存続・廃止の検討】 　試算方法が妥当である限り、岐阜県にとって分収造林事業は継続するほうが望ましいと結論づけることができる。 （略） 　地主との契約上の問題や土地を放置した場合の環境問題など、経済性だけでは判断できない面もあるが、試算結果と実際が乖離した場合の岐阜県の負担が大きいことから、毎期前提条件の変化に注意するとともに、森林公社としての長期収支を試算するだけでなく、岐阜県にとっての有利選択についても定期的に試算すべきである。	長期収支試算は、試算要因の変化に注意し試算精度を高めるとともに、長期のリスク管理として、要因の変動幅を勘案した試算値についても参考とし、経営改善を推進するよう指導監督します。 　併せて、公社の経営状況が県財政に与える影響を最小限に抑えるよう、引き続き指導監督を実施していきます。 　また、新たな国の施策に迅速に対応するとともに、常に県民生活、また県および公社経営にとって最善策を選択した方針で岐阜県の森林整備を推進します。

財団法人岐阜県産業経済振興センターに対する小規模事業者等設備導入事業の損失補償について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【設備資金貸付における損失補償額の妥当性】 　資金貸付については貸付実績の10%、設備貸与については貸与実績の90%を損	平成22年3月10日に締結した平成21年度の損失保証契約から、資金貸付についても、貸付実績に応じた割合で損失補償することとしました。（貸付実績に応じた割合に変

失補償することにした経緯があるとのことである。 　しかし、平成20年度の実績を見ると、設備貸与については貸与実績の90％を損失補償しているが、資金貸付については33.7％もの損失補償割合となっている。これは、平成14年度以降、貸付実績に応じた割合ではなく、予算規模の10％に相当する額へと変更しているためであるが、損失補償額の算定にあたり予算額を使用することには合理性が乏しく、次期以降は原則に立ち返って貸付実績に応じた割合にすべきである。	更済み）
【貸付先から入手した決算書の分析が不十分】 　産業経済振興センターは貸付時に実態バランスを踏まえて診断調査を行い審査しているが、貸付後も必要に応じて実態バランスシートの作成をすべきである。	貸付企業から入手した決算書の内容から、実態バランスシートの作成が必要な企業については、平成22年度から順次作成するよう、指導しました。
【担保】 　担保資産の評価は貸付金実行時において行われるのみで、それ以降の担保価値の見直しが行われていない。 　決算期ごとに担保価値の見直しを行うべきである。	平成21年度末から、担保資産の再評価を行うよう、指導しました。（実施済み）

中小企業高度化資金貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【貸付金返済期間の長期化と将来計画の乏しさ①】 　再整備がうまくいくか否かにより将来のキャッシュ・フローは大きく変動し、現在の状態が今後も継続すると完済には極めて長期間を要する状況にある。 　企業誘致を更に拡大させる方策を模索し、実行するためには組合設立の目的や当初の事業計画に縛られることなく、新たな目線で事業計画を構築することが必要である。	組合員３者が事業継続中の組合Ａは、団地内の空き施設も活用して、現在、３社へ賃貸中。その賃料の一部は返済財源にも充当されている。 　また、組合Ａ及びその組合員との折衝を重ねてきており、令和７年度の返済額は428万円となった。 　このように、組合Ａが事業継続、返済継続及び誠実な応対をしていることを鑑み、当面、これを許容しているところであるが、完済までには超長期を要する状態に変わり

仮に、一般の金融機関が金融検査マニュアルに基づき査定を行なえば、このような融資先は破綻懸念先に該当することになる。 従って、岐阜県は破綻も視野に入れた対応をすべきである。	はないため、監査意見のとおり、事業継続のみならず、組合の破綻を含めた債権の回収・整理も視野に入れた方策についても、組合及びその組合員と協議しているところである。
【貸付金返済期間の長期化と将来計画の乏しさ②】 貸付金の回収期間が長期化する状況の中、回収を早めるための対応策は現状では存在せず、将来計画は乏しい状況にある。 貸付金の回収を早めるための方策を関係者が協議の上、検討する必要がある。 仮に、一般の金融機関が金融検査マニュアルに基づき査定を行なえば、このような融資先は破綻懸念先に該当することになる。 従って、岐阜県は破綻も視野に入れた対応をすべきである。	組合Ｂは、食品の安定供給という社会的に重要な事業を行っており、地域の雇用確保などの重要性も高いため、事業の継続を前提とし、関係機関と協議しながら、組合の経営状況を勘案したうえで分納額の増額要請をしていきます。 組合の経営状況については、決算書等の分析に加え、定期的に面談を行い、把握しています。 また、担保物件、連帯保証人については、最新の状況を調査中です。

母子寡婦福祉資金貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置
【岐阜市への債権譲渡額】 岐阜県は中核市に指定された岐阜市に対して、平成8年に地方自治法に基づき同市居住者に対する母子寡婦福祉貸付金379,133千円を債権譲渡したが、監査資料として貸付金明細資料の提出を依頼するまで債権譲渡額が貸付金残高から除かれていなかった。 債権に対する認識不足と、会計規則に定められている債権に対する適正な記録管理を怠っていたものである。財産の記録管理を適正に行い、内部のチェック体制を十分に検討する必要がある。	岐阜市に債権譲渡した379,133千円については、平成20年度決算において、貸付金残高から除きました。（修正済み） また、平成21年度中に「財産記録管理簿」及び「債権記録管理簿」と、債権を管理している貸付金の電算システムにおける財産の数値を突合・確認しています。 平成22年度以降においても年度当初に同様の突合・確認を行うとともに、毎月、数値の変動を確認していきます。

岐阜県選奨生奨学金貸付金について

結果の内容	左記に対して講じた措置

【貸付先の状況】 　岐阜県は日本学生支援機構の奨学金制度との併用制度を廃止し、その予算枠を用いて日本学生支援機構の奨学金制度から漏れた者への適用枠を拡充すべきである。	長引く経済不況の下、大学生を持つ保護者にとって学費は大変大きな負担であり、その多くが日本学生支援機構の奨学金に頼っていますが、そのほとんどが有利子です。 　そうした状況の中、無利子である県選奨生奨学金を併用することで、併用分だけ日本学生支援機構奨学金の有利子負担を軽減することが可能となるなど、県選奨生奨学金が果たす役割は大きく、現時点では、併用制度を廃止することはできません。 　さらに、県選奨生奨学金は、成績が優秀でありながら経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金を貸し付けるという制度であり、本趣旨を勘案すれば、安易に成績要件を引き下げることは容易ではなく、平成21年度、県本監査においては、監査委員から、成績要件の評定平均が3.5で優秀であるというのは疑問であるとの意見があったところです。 　また、教育委員会事務局教育財務課で所管している高等学校奨学金は、所得要件だけで成績要件がない制度ですが、滞納率をみると、県選奨生奨学金の約3倍となっており、成績要件の引き下げが滞納額の増加につながるおそれもあることから、成績要件を緩和することも、現時点では困難です。
【滞納債権の処理】 　岐阜県会計規則142条の8の規定により、債務者の所在が不明であるなど、真にやむを得ない場合は、債権を消滅したものとみなして整理することができることになっているため、既存の制度を積極的に活用すべきである。	奨学金貸付にあたり、2名の方に連帯保証人になっていただいていることから、現時点で、所在不明となっている滞納者はいません。 　今後、連帯保証人も含め、債務者の所在が不明となった場合には、会計規則第142条の8の規定に基づき、適正に処理します。 （事案発生の都度対応）

－包括外部監査の意見及びこれに対して講じた措置－

債務保証・損失補償の概括的評価

意見の内容	左記に対して講じた措置
【損失補償への対応について】 　岐阜県の行なっている損失補償は、各借	損失補償は県にとって潜在的なリスクであるため、その必要性や対象債務の返済の見

入契約ごとに個別に損失補償契約を金融機関と締結しており、経済的な実態は債務保証に極めて近似している。 　岐阜県としては損失補償に対し慎重に対応することが望まれる。	通し等について今後も十分に審査するとともに、団体の整理や事務事業の見直しによる契約の削減に努めています。

岐阜県住宅供給公社に対する損失補償及び貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【賃貸管理事業について】 　賃貸管理事業は住宅供給公社の主な収益源となっているが、施設の老朽化、一部の住宅における入居率の低さ、滞納の増加等の問題がある。 　入居申込者の要望を取り入れたリフォームの実施、「子育て支援家賃減免制度」の実施、所得基準の緩和による入居条件の見直しなどの施策による成果が出てきている。しかしまだ入居率の低下には歯止めがかかっていない状態であるため、今後も各種手立てを講じて入居率の改善に努めることが望まれる。 　毎月臨宅徴収が実施されることに加え、悪質滞納者に対しては住宅明け渡し訴訟等も行われるようになっており、今後滞納が減少することが期待される。	公社は、新たに策定した「経営改善計画」に基づいて、平成２２年度よりフリーレント制度等を導入して入居率改善に取り組んでいます。また、滞納者に対しては臨宅徴収を実施するほか、悪質滞納者には法的措置をとるべく手続を進めています。 　県としても、この「経営改善計画」の策定を指導監督したところですが、今後も当該計画の達成に向けて指導監督をしていきます。
【一般会計事業に係る比較貸借対照表について】 　（事業収益の低下及び減損会計を反映させた場合、）修正前は860,609千円の純資産があるが、時価を反映した修正後の純資産は△1,221,724千円と債務超過となる。今後も、前述したラシュールメゾン岐阜やタウンビル事業等でさらに債務超過額が増加する可能性があり、岐阜県および住宅供給公社は常に実態バランスの把握を行うことが望まれる。	公社において「経営改善計画推進委員会」を毎月開催し、資産の状況について適宜把握するとともに、「経営改善計画」に公社会計基準を厳格に適用する旨明記し、これを確実に履行するよう指導監督しました。 　県としても、「経営改善計画推進委員会」に出席し、公社の資産状況等の把握を行っています。

岐阜県土地開発公社に対する債務保証及び貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置

【貸借対照表の分析】 　直近5期の財務内容を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は土地開発公社として適宜なされることが望まれる。	公社において、決算時に監事から意見を聴取するなど、財務内容について適宜把握に努めるよう、指導監督しました。 　今後とも、公社の財政状況を悪化させないため、引き続き、財務内容の分析を行うよう、指導監督していきます。
【損益計算書の分析】 　直近5期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は土地開発公社として適宜なされることが望まれる。	公社において、決算時に監事から意見を聴取するなど、損益状況について適宜把握に努めるよう、指導監督しました。 　今後とも、公社の財政状況を悪化させないため、引き続き、損益状況の分析を行うよう、指導監督していきます。

岐阜県道路公社に対する債務保証及び貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【貸借対照表の分析】 　直近5期の財務内容を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は道路公社として適宜なされることが望まれる。	道路公社は、毎年決算完結後二月以内に県へ財務諸表等を提出していますが、平成２１年度決算から過去５年間を比較した財務状況も作成し把握したうえ、提出するよう指導監督しました。（H21年度決算から実施済み）
【損益計算書の分析】 　直近5期の損益状況を比較検討した結果、重要と認められる事項や説明が必要と認められる事項を述べてきたが、これらの事象の把握は道路公社として適宜なされることが望まれる。	道路公社は、毎年決算完結後二月以内に県へ財務諸表等を提出していますが、平成２１年度決算から過去５年間を比較した財務状況も作成し把握したうえ、提出するよう指導監督しました。（H21年度決算から実施済み）
【長良川右岸有料道路及び島大橋有料道路について】 　「長良川右岸有料道路」の当初予想が大幅に下回っている現状においては、岐阜県が今後、道路公社の抜本的な方針を示す場合には、有料道路に関係する周辺道路の建設等についても総合的に考慮する必要があろう。	道路公社の抜本的方針として、「岐阜県行財政改革アクションプラン」に、今後解散する団体として位置付づけたところであり、現在、平成２４年度の解散に向け関係機関との調整を進めております。周辺道路については、国体までの無料化に考慮した事業展開を行っています。

社団法人岐阜県森林公社に対する損失補償及び貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【（社）木曽三川水源造成公社との統合】	事業効率化のための近接事業地の集約化

社団法人木曽三川水源造成公社が実際に行っている主要な事業は森林整備事業であり、その内容は社団法人岐阜県森林公社の事業と変わるところはない。 同じ岐阜県内を事業領域として同一事業を行う外郭団体が別々に存在することは、間接部門で働く職員や設備が重複したり、隣接する事業エリアにおいて集約的作業が行えないなど、経済性の観点からは明らかに不効率である。このため岐阜県は両社団法人の統合を図ることが望ましい。	については、２公社を問わず、他の土地所有者との集約化を積極的に進めるよう、指導監督しました。 また、職員の２公社間兼務についても、平成２２年度から職員兼務を５名の職員に拡大を図るよう、指導監督しました。 なお、法人の統合については、設立趣意、設立組織体制、社員構成、契約形態など様々な相違点、運営財源などの課題もあることから、引き続き今後の検討課題とします。

社団法人木曽三川水源造成公社に対する損失補償及び貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【損失補償の事務手続きのフローについて】 木曽三川水源造成公社の事業運営は、3県1市の共同出資によるものであり、他の2県１市（愛知県、三重県、名古屋市）に対して、木曽三川水源公社の借入れに係る損失補償の協力を求めていくことが望ましい。	運営方法については、設立当初から下流県市と調整してきた経緯があり、それらの方法を変更する場合は十分な調整が必要となります。 今後は、上下流連携などについても再確認し、森林の持つ公益的機能等を十分に発揮できるよう協力を求めて行くことを検討します。 なお、他の2県1市の担当者会議を通じて、手続き等について検討調整を開始したところであり、今後とも引き続き調整を行います。

財団法人岐阜県産業経済振興センターに対する小規模事業者等設備導入事業の損失補償について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【損失補償の必要性】 子会社そのものに対して損失補償する旨の契約を交わしていることになり、敢えて損失補償する必要性について疑問を感じる。 県に対する監査において損失補償契約の必要性について言及しても意味がない。 しかし、この契約が存在することにより、産業経済振興センターが行う小規模企業者等設備導入事業から生じる損失の可能性は岐阜県が負担することになるため、産業経	これまでどおり、貸与先について外部有識者による審査会で選定を行い、また、債権回収について回収専門職員を配置して行うなど、損失の発生を防ぐべく慎重な対応を行うよう、（財）岐阜県産業経済振興センターに対し指導しました。

済振興センターにおける貸付（貸与）先の選定業務や債権回収業務の良否が岐阜県の負担する偶発債務の額に直接影響することになる。このため、産業経済振興センターは、貸付（貸与）先の選定や債権回収に当たり慎重な対応が望まれる。	
【付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額の達成状況の事後チェック】 　産業経済振興センターは設備を導入することにより付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額が3年間で6パーセント以上向上すると見込まれるという要件を実際に達成できたか否かの検証を現状では行っていないが、今後は計算すべきである。 小規模企業者等設備導入資金助成法によれば、貸付時に付加価値分析を行うことを求めており、貸付後に付加価値増加率が達成されたかどうかの分析までは求めていないが、実際に達成できたかどうかの事後計算を行うことにより、貸付時点の分析が正しいものであったか否かの検証ができる。	貸付企業から入手した決算書により、付加価値額の達成状況を22年度から順次分析するよう、指導しました。
【税務申告書の入手】 　直近の決算書を入手すると同時に、必要に応じて直近の税務申告書も入手することが望ましい。税務申告書を入手することにより、決算書だけでは得られない情報を認識でき、決算書の正確性を検証する上で参考となる。	貸付企業から入手した決算書の内容から、税務申告書の入手が必要な先については、提出を求めていくよう、指導しました。（提出済み）

地域ベンチャーキャピタル支援事業費貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【岐阜県における第１ファンドの成果の把握】 　提出された資料を見る限りにおいては、第２ファンドの組成を前提とした評価となっている観があり望ましくない。 　売上高がアップした企業をその増加率ごとに分類しているが、ダウンした企業も含めた全体の傾向を把握することが、意思決	第２ファンドの組成検討に当たっては、売上高が減少した企業についても数量的に把握し、検討材料としておりましたが、今後、同様のファンド組成を検討する場合には、減少した企業も増加した企業と同様に傾向を把握します。（事案発生の都度対応）

定の観点からは望ましい。 　今後については長所短所ともに洗い出して中立的見地から判断することが望ましい。	
【岐阜県における第２ファンドの組成目的と資金需要の把握】 　ベンチャー企業等支援事業は、あくまで県産業の活性化、新産業の創出･育成及び雇用の確保･創出を図るなど、地域経済の活性化を目的とするものであって、ＶＣの育成を図るものではない点に留意することが望まれる。 　また「直接金融（投資）による資金調達支援の重要性が増していること」が第２ファンド組成の必要理由にあがっているが、岐阜県は具体的な資金需要をどの程度調査していたかについて疑問がある。何故直接金融でなければならないかについて相応の結論を導いた上で第２ファンド組成についての意思決定をすべきであったと考える。	本事業は、そもそもＶＣが運営・管理する投資ファンドを通じてベンチャー企業等を支援する仕組みです。ＶＣの育成を組成のポイントの中で掲げた理由は、これを直接の目的としたわけではなく、県が出資した投資ファンドをＶＣが運営することで、経験やノウハウを積んだ企業支援機関となり、将来、そのＶＣがベンチャー企業を支援することで、結果として目的の地域経済の活性化に繋がるという考えからです。 　また、資金需要についてはＶＣへも意見を聞き、直接金融による支援の有効性や必要性については検討を経た上で、当時、ベンチャー企業等の支援策の一つとして有効な手段であると判断し決定しております。
【センターにおける貸付期間の延長に係る意思決定】 　当時既に第１ファンドで3億6千万円の投資損失が計上されていることを考慮すれば、同様の損失リスクを負ってまで出資という形で地域経済の活性化を図る必要があるかについて、全理事が集合し慎重な意見交換を経た上で決定すべきであったと考える。	今後、センターが同様の出資を行う場合には、理事の集合による意見交換を経た上で決定を行うようセンターを指導監督しました。（事案発生の都度対応）
【貸付期間の延長条項】 　貸付期間の延長は手続的に新規貸付より簡易になりやすい懸念がある。慎重な審査手続を維持し、貸付金の回収リスクを岐阜県が早期に会計上反映できるようにするため、今後同様の貸し付けがある場合には新規貸付によって対応することが望ましい。	今後、同様の貸し付けがある場合は、新規貸付によって対応します。（事案発生の都度対応）
【貸付金の回収可能性について】 　岐阜県は、昨年の包括外部監査の指摘を受け、岐阜県のホームページの商工政策課のページに第１ファンド及び第２ファンドの状況を開示している。 　今後もタイムリーな情報開示が望まれる。	終了した第１ファンドについては、既に実施済みです。 　運営中である第２ファンドについても、第１ファンドと同様に、終了後に情報開示を行います。（事案発生の都度対応）

中小企業高度化資金貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【機会損失について】 制度会計上は貸付に伴い利子相当部分の機会損失が生じていることは把握しにくいため、別途に開示する等により県民に対する説明責任を積極的に果たしていくことが望ましい。	平成22年度版の制度説明のパンフレットにおいて、政策的融資として、低利となっていることを記載しました。
【診断等の厳格化】 貸付金の回収が滞留するのは利益計画が達成されていないことが原因であり、県は今後、貸付を行う際にはさらに慎重な利益計画が設定されるように貸付先に対し指導することが望まれる。 また、組合構成員の財務内容が健全であるか否かの検討は貸付時において慎重に行う必要がある。	診断においては、これまでも組合及び組合員の財務内容について、経営状況の推移を把握するとともに、同業種平均と比較するなど多面的に分析することで、目標数値的な要素は排除したうえで利益計画を作成させてきました。 今後も利益計画が過大とならないよう厳格に指導するとともに、決算書の他、税務申告書も入手し、財務内容について慎重に分析します。

母子寡婦福祉資金貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【債権の認識基準】 一般の閲覧者が「財産に関する調書」に記載されている金額を債権の全額であると誤解しやすいのも確かである。岐阜県は明瞭な情報開示を促進する観点から、債権の年度末残高には期日到来済で未回収になっている部分については除外されている旨の注書を付ける等の工夫を積極的に行っていくことが望ましい。	平成21年度決算から、「財産に関する調書」の「債権」記載の頁の末尾欄外に次のとおり記載しました。 ※以下のとおり記載済み 「決算年度末現在高」欄に計上されている債権は、償還期日が未到来の債権である。 （償還期日到来後の未回収債権については除外されている。）
【総額管理】 岐阜県としては貸付け後も総額を注視し、貸付総額の増加や延滞割合の上昇と財政規模や福祉政策の考え方が整合するように運営していく必要がある。	貸付申請にあたっては、母子自立支援員が母子の状況を十分に確認したうえで、各福祉事務所長が必要と認める案件について県に進達されています。 県においては、岐阜県母子寡婦福祉資金貸

	付委員会（以下、「貸付委員会」という。）で、貸付の可否、貸付金の種類、金額及び償還期限などを審査し、貸付決定を行っています。 平成22年5月に開催した貸付委員会において、貸付総額や滞納額、延滞割合を委員に説明したうえで、個々の申請案件を審査しました。 今後とも、貸付総額の増減、延滞割合の傾向等を把握するとともに、適正な運営を行います。
【償還免除ルールの制定について】 岐阜県は、例えば障害３等級ないし４等級で且つ保証人や連帯借受人が未済額を償還することができない場合といった、国の基準よりも緩和した一定の基準を定めて岐阜県独自の助成金制度を創設し、母子及び寡婦福祉資金貸付金を借りた後に不幸にも当該基準を満たした借受人に対して、借入金残高を返済するための資金を助成することにより、事実上の債務免除を行うなど債権管理･回収業務の合理化を図る様な方策の検討が望まれる。	本貸付は、国の法律に基づいて運用しており、償還の免除に関しては、償還金が新たな貸付金の財源となることから、既に貸付を受けた者、その連帯借主、及び保証人の償還に対する公平性等を踏まえ、制度の範囲内で適正に運用していきます。 制度上、低所得者を対象とした償還免除の規定はありませんが、貸付を受けた者が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合は、償還金の支払いを猶予することができる制度となっています。
【回収コストの一部助成金転用】 多額の回収コストをかけて貸付金制度を維持する現在の方法を一部変更し、回収コストの一部を削減する代わりに余った資金を生活困窮度の特に高い申請者に県独自の助成金制度を作って助成することも選択肢の一つとして考えられる。	未収金の回収業務は、県振興局（事務所）に配置された母子自立支援員が行っています。母子自立支援員は、主に、母子・寡婦からの相談に応じ、必要な情報提供や指導を行うとともに、就業活動の支援など自立に向けた総合的な支援を行っていますが、その業務の１つとして未収金の回収も担当しています。 母子自立支援員は、県内に7名配置（非常勤職員）しておりますが、上述したように、未収金の回収業務は自立支援業務の中の１業務であり、必ずしも特別に回収コストは多額ではありません。
【貸付金の回収可能性について】 母子家庭の母や寡婦へ貸付を行った事業開始資金や事業継続資金等、貸付後も状況	母子家庭の母や寡婦に対する「事業開始資金・事業継続資金・技能習得資金」の貸付けにあたっては、母子自立支援員が「母子自

把握を行うべき貸付先について随時コンタクトを取りフォローする事が望まれる。	立支援プログラム」を策定しています。その貸付を受けている者については、母子自立支援員が随時コンタクトを取り、その状況を「母子自立支援プログラム」の中で整理することとしていますが、このことについて、平成22年4月30日に開催した母子寡婦福祉担当者会議において徹底しました。

岐阜県選奨生奨学金貸付金について

意見の内容	左記に対して講じた措置
【貸付金の事務手続きのフローについて】 現在8.7%の延滞者が生じていることに鑑みれば、申請希望者である学生との間に面接等の機会を設けることは、貸付可否の審査を慎重に行う上で有用であると考える。今後、貸付可否の審査を行うにあたり、申請希望者である学生との間に何らかの直接的な接点を設けていくことを検討していくことが望まれる。	窓口となる各学校は全国にまたがるため、県担当者が直接申請希望者と面接することは現実的に困難です。 しかしながら、代替措置として、奨学金申請時に、窓口となる各学校担当者が申請希望者と面談し、奨学金制度を理解し、貸付にふさわしい人物であるかなどを確認していただいたうえで、県に推薦してもらっており、現時点で可能な手法により、申請希望者である学生との直接的な接点を設けています。
【トータルコストの削減】 奨学生には国の教育ローンを通じて奨学金相当額を借りてもらい、その金利相当額については岐阜県が助成するという方法が考えられる。 岐阜県は岐阜県選奨生奨学金制度のあり方について、再検討することが望ましい。	利子補給制度は返還を伴わない事業であることから、その財源を捻出する必要がありますが、非常に厳しい県の財政状況の中、一般財源による充当は望めない状況にあります。 一方、財源に返還金を充当することにした場合、今後奨学金貸付事業を廃止することにより、返還金は年々減少していくことから、恒久的な事業実施は不可能です。 さらに、現行の奨学金は返還期間が１０年（大学在学中は据置）であるため、奨学金貸付事業を廃止しても、今後１０数年にわたって債権管理を行う必要がある中、創設する利子補給業務と平行して業務を実施していくことは、事務量の大幅な増加につながることから、利子補給事業の創設は困難です。
【滞納者からの回収方法】 高校生への奨学金の滞納者の現住所地は比較的岐阜県内である場合が多いので、旅	当課職員だけで、県下一円の個別訪問を行うことは現実的に困難です。 奨学金貸付事務と同様に、県立高校へ延滞

費が比較的少額に抑えることができることから、今後は個別訪問を実施し回収率を高めるよう検討してはどうか。	金回収の協力を求めるにあたっては、校長会や関係課の了承が必要であることから、関係者との調整を行ったうえで、実施するよう努めます。